志免町農業委員会議事録

1	開催日時	令和８年９月１０日（木）13 時 30 分から
2	開催場所	志免町役場　第２会議室
3	出席委員（12 名）	1 番：世利祐美子 ２番：山内昭広 ３番：内山美紀 ４番：吉村信義 ５番：稲永雅俊 ６番：稲永敬次 ７番：野中光春 ８番：原信彦 ９番：世利秀剛 10 番：藤辰治 11 番：牛房仁 12 番：南里英子
4	議事録署名委員	４番：吉村信義　５番：稲永雅俊
5	内容	第７号議案　農地法第３条の規定による許可申請について 第８号議案　農地法第３条の規定による許可申請について 第９号議案　農地法第５条の規定による許可申請について 第 10 号議案　農地法第５条の規定による許可申請について
6	会議の概要	
事務局		ただ今から、令和８年９月の定例志免町農業委員会を開会いたします。ご起立ください。礼。よろしくお願いします。ご着席ください。本日は 12 名全員出席となっております。 それでは志免町農業委員会会議規則により議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行につきましては会長お願いいたします。
会長		こんにちは。稲刈りの季節になりまして皆さん忙しい段階になっております。それと今月は農地パトロールもありますので皆さんの御協力をお願いいたします。では進行していきたいと思います。議事録署名委員の指名につきましては会議規則により行います。４番：吉村信義委員、５番：稲永雅俊委員にお願いいたします。では、議案の方にいきたいと思います。 第７号議案及び第８号議案を事務局より説明していただきます。
事務局		第７号議案及び第８号議案について説明させていただきます。 ～第７号議案・第８号議案について説明～ 以上で説明を終わります。会長お願いします。

会長	この案件につきまして意見質問がある委員は挙手をもってお願いします。
世利秀剛委員	この方は先々月の農業委員会の所有権移転で一回あがってたよね。そしてまた今回これを取得。その時農機具関係がちょっと不十分だったから確認をお願いしますって言って、確認されて、今度その時は農機具関係をいくつかあげてこられてますけど、これ実際に確認はされたとですか。
事務局	買いましたという事で申請を受けて、機具の確認までは、見たわけではないです。
世利秀剛委員	それが問題やったけん１回保留したんですよね。
事務局	元々保留したのは、権利の移転をした後に、吉原機械利用組合が作るのか個人でするのかというところが不明瞭だったので、ちょっとそこまではですね、あくまで自分で作りますよっていう申請で事務局も受け付けてましたので、それで保留にさせてもらったのですが。
世利秀剛委員	そこで保留になった私なりの解釈ですけど、調整区域を自分が耕作せんでですね、機械利用組合とか他の人にお願いする形で、所有権移転をしていいものかどうか、それの確認を県とかにされた上での、自己で耕作するという話やったとですか。
事務局	まず、機械化利用組合が耕作することについては、確認したところ問題ございませんでした。農地の管理から全てを丸投げってことは認められないのですが、田植とか稲刈りとか農作業の一部を機械化利用組合等の集落営農が行うということは認められると。今回の案件についてはですね、機械を買ったとこまでは見てないのですが、これまでの案件もそうなんですけど、申請を出す時に自家労力をもって作付をしますという誓約のもとに申請いただいています。
世利秀剛委員	今日意見を言ったのは、そういう机上の書類だけでね、実際に買うたかどうかもわからん、保有しとんしゃーかどうかもわからんようなことで、判断していいのかなってちょっと思ったったい。最初の方は保有状況が全然なかった、本当は持っとんしゃーとなら普通は書いてくるよね。購入しましたというとなら、そりゃ確認はちょっとすべきじゃなかったかなって、ちょっと思ったったい。
事務局	買われたって話で受付して、領収証を持ってきますという話だったので、そこまではいいですと断りました。今まで確認というところで、現物を見るという事はなかったので、今回だけ特別にいいよっていうことはせずに、まあ領収を持ってくるよっていう事でしたけどそこまではしなくていいですよと断ってます。ただ実際に買われ

	たっていう話だったのでそこはもう信用して、今までどおり受け付けています。
世利秀剛委員	わかりました。
会長	他にございませんか。
内山委員	耕作者は一人でされるってことですか。
事務局	そうですね。ご自身でするという内容の申請です。
内山委員	すみません先ほど事務局から領収証の件を言われたんですけど、確認だったら見せてもらってもよかったんじゃないかなあと思うんですけど。
事務局	今までも現物の確認はしていません。同じ３条で移転がある場合ですね、例えば相続がありますが、今まで両親がしてたけど、息子さんが相続しますよっていった時にも同じように持ってあるかどうかの確認はしていません。なので、そこまではいいですよって事で。実際されるという事でそれをもっていいですよっていう形で、農機具を持っているかどうかは要件としてはありますが、今までは現物を確認したことはないです。ですので今回だけ特別に確認するというほど特別な理由はないと思っています。
原委員	県はどういうふうに言いよるわけ。その、耕作する意志がないと、農地は買えんていうふうに言いよるわけ？
事務局	今回の案件についてはまず県まで確認はしておらず、法律を確認しまして、機械化利用組合とかのことを総称して集落営農というのですが、それが作業の一部を受託することは問題ないことを確認しました。
原委員	現状みたらね、例えばその、所有権はあります、ただもう人に作ってもらいよる、そういう場合ね。今度その所有権が変わったとしても誰かに全部たのみますっていう現状も変わらんわけね、所有者がかわるだけで。その辺はどげんですか。
事務局	原委員が言われた話だと、確かにただ所有権が変わっただけでその人が耕作に関与しないって話ならば所有権の移転は認められないとなります。あくまでその農地が、特に市街化調整区域なので適正に利用し続けられる事が一番の目的ですので、そういう意味で集落営農が作業受託をする事も認められてるんですが、私が所有権を持つけど丸投げですよというのは認められなくて、あくまで自分でやるということで機械もそろえたということだったので、受け付けています。
世利秀剛委員	先々月の資料のなかには、田植え機も書いてない、トラクターはもっとりますっていうふうな資料やったけん、これじゃ耕作できんや

	ろって思ってね。で、持ちんしゃれんけん今回買うたっていうとならね、そこはその領収証なり写真なりそこは確認すべきやったっちゃないかいなってちょっと思ったとたいね。相続とはちょっと違うけんね。
原委員	今の言い方からすればね、例えばトラクター１台持っとけばいいわけですね。私がすきます、後の田植とか稲刈りは全部誰かにまかす、それでもいいわけやろ。一部はやるっちゃけん。トラクター１台でもいいわけですよ。
世利秀剛委員	調整区域やけんたいね、市街化区域なら別にいいとよ。 調整区域やけん、所有権移転の名義だけがこの人の名義で、実際にはその地域の人の自分の仲良くしとる人とか、加勢してくれよる人に耕してもらうと、そしてこの農地を、前回二反やったかいな、今回また二反、そういう形で所有権移転売買で買うていいものかどうかなってちょっと引っかかったもんやけんね。
会長	その点もう一度ちょっと確認を。保留しますか？
事務局	この件に関して審議となると、本当に買ったかどうかの確認ですか？
原委員	地元農区としてはね所有権がどうのとかじゃないんですよ。要は農地の管理をしっかりしてもらえばいいわけたい。
事務局	所有権移転が認められるっていうのであれば問題はないのかなと。この案件に関してはですね。確認となると何を確認しますか。
原委員	いや、作るって言いよるっちゃけん、県も認めよっちゃけん、そりゃオッケーですよ。
事務局	保留して確認となると、何を確認するのかをはっきりさせた方がいいのかなと。 今回の案件は、なんで前回保留になったのかを伝えてですね、耕作をされてる方っていうのは間違いなく書面で確認をしてるんですが、福岡市の方から耕作証明をもってきてらっしゃって。ただ田植え機とかなかったんで、これまで畑しか作ってきてなかったと、で保留になりましたと、で機械を買ったと。あくまでも機械利用組合というよりは自家労力、自分メインで耕作しますという話で申請を受け付けて、それこそ吉原の原農区長と山内委員にも説明されて、印鑑をもらったうえで議案にあがっているので、事務局としては審議に今日かけられるべきものと判断してます。
会長	意見がでまして、法律的にもできるというところで、この分の議案の許可案件についてですね、賛否をとりたいと思います。よろしいでしょうか。

野中委員	その申請の時にですね、結局は農地が荒れるのはですね、一番の問題だとおもうんですけど、そこら辺のそういうのはちゃんと書類に残ってるんでしょうか。
事務局	はい。誓約書の提出が必要となってます。
野中委員	それがあればですよ、それが守られんかったらそれで何らかのペナルティか、何かとるような仕組みをとればいいんじゃないかなと私は思いますけど。 農地としてちゃんと耕作されて、誰がするかわかりませんけど、農地として長くされれば問題ないと思います。ただ営利目的じゃないけど登記目的で買われてですよ、農地荒らされて耕作しないっていうのが一番問題になるから。こういう誓約書があったらそれでね。
会長	誓約書もあるけど、法律的に昔でいう三年三作とか、要するに購入して三年間は必ずってのがありましたけど。
事務局	今その制度はなくなってしまいまして、あとはその承諾書は各農業委員さんからいただくので、説明したとおり効力とかはないんですけど、疑義があればまったをかけてもらうってのが一つなのかなと。今回も承諾をお二人からいただいてますので。
世利秀剛委員	役場の指導に従順にしますって言いよんしゃっちゃけんそれでいいと思います。
事務局	そこら辺先の話になると思うんで、我々の方で申請の時にしっかり確認をしていこうと思います。ただ現物を見に行くまでは厳しいかもしれませんけど、そのあるなしの判断、疑義があれば写真なり出してもらうとかですね、そういう形をとっていこうと思います。そこをこれからの課題という形でしていきます。
稲永雅俊委員	買ったっていえば、その、販売証明書とかだしてくれよるけん、それだしてもらえばね。
会長	他に質問等ございませんか。ないようでしたら採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
	～全員賛成～
会長	全員賛成により第７号議案及び第８号議案は原案のとおり決定となりました。続いて第９号議案を事務局より説明していただきます。
事務局	第９号議案について説明させていただきます。 ～第９号議案について説明～ これから現地確認を実施しまして、その後採決を取りたいと思います。皆様ビブス着用の上、役場裏玄関まで集合ください。よろしくお願いします。
	～現地確認～

会長	現地確認お疲れさまでした。現地確認をしまして、意見質問がある委員は挙手をもってお願いします。
	～全員なし～
会長	ないようでしたら採決に移りたいと思います。第９号議案について賛成の方は挙手をお願いします。
	～全員賛成～
会長	全員賛成により第９号議案は原案のとおり決定となりました。続いて第 10 号議案を事務局より説明していただきます。
事務局	第 10 号議案について説明させていただきます。 ～第 10 号議案について説明～ 以上で説明を終わります。会長お願いします。
会長	この案件につきまして意見質問がある委員は挙手をもってお願いします。
野中委員	これ町長の名前やけど、町が借りられるときもだいたい町長の名前でされるんですかね。
事務局	そうですね、代表者、志免町長世利良末っていう形で契約とかも結びます。
世利秀剛委員	これ単純な話ね、農転には関係ないかもしれんけど、道路の導線が四つ角までいかんで途中で斜めにこう入ってきとうですけど、これは四つ角までせんで、本線が計画どおりまがっとうと？
事務局	一番わかりやすいのがその前の図面で雨水排水計画っていうのが、航空写真の大きいのを載せてあるんですけど、そちら見てもらいまして、青枠で囲んでるところはですね、秀剛さんが今言われたところは、町が拡幅予定として買い上げているところになります。でそこまでの道路が伸びる形になります。
事務局	今回のこの農地転用が第二期工区になりまして、第一期工区が志免南小学校、四つ角ですかね、そこを拡幅して右折車線を作っております。で今度第二期工区で、右折のその長さっていうのが必要ですので、それを補うための第二期工区で拡幅するという形でございますので、この斜めになっているところが、四つ角までは道路が拡幅されると。また四つ角の先もですね小学校からも拡幅になっているということでございます。
世利秀剛委員	反対側の田富側の四つ角？
事務局	田富側ですか？田富側についてはですね、計画はあるんですけども、まずは迎田南交差点、この志免南小学校交差点、その後にその吉原側と。あそこまだ県道の工事がまだ、最中でございますので三番目の次の工区というかたちです。道路計画なので、まずはその交

	差点部を優先的にやりましょうと、途中はですね、そのうち様子を見てですね、車の量が多くなったらまた拡幅しようという計画になっております。
会長	他にございませんか。
内山委員	このところが資材置場になって、また６ケ月後くらいには田んぼに戻ると。
事務局	そうですね。ただ今回の件についてはですね、本当は田んぼみたいに現状復旧するパターンが多いんですが、所有者の意向でですね、果樹園をしたいなという話、果樹とか、自分で栽培ですね、で今回工事に伴い盛土をするんですけどその盛土を捨てずに、そのまま利用する形、ただ当然もともと田んぼだったところなので、水利とかについてはですね、山内会長と原委員の方に承諾ももらってるんですが、たまたま端っこってところもあってですね、側溝とかはそのままなので、水利とかに影響を及ぼさない形で果樹として利用するという事です。
原委員	その時はまたもう一回農転かけらないけんと？
事務局	果樹園の場合は、地目は確かに田から畑にしなきゃいけない、それは転用ではなくて地目変更の承認がいりますね。その時期になって出してもらう形をとります。
会長	ないようでしたら採決に移りたいと思います。第１０号議案について賛成の方は挙手をお願いします。
	～全員賛成～
会長	全員賛成により第１０号議案は原案のとおり決定となりました。他に何かありますか。事務局からお願いします。
事務局	～事務局から事務連絡～
副会長	９月の定例会議を終わりたいと思います。お疲れ様でした。

会　　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名委員　　番＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名委員　　番＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿